

## 資料7

# 令和8年度地域包括支援センターの 設置等に係る方針（案）

令和7年11月

高齢福祉課

## 目 次

### 令和8年度地域包括支援センターの設置等に係る方針(案)

1 地域包括支援センターの体制	1
2 地域型地域包括支援センターの人員配置	2
(1) 配置職員	3
(2) 包括的支援事業の実施に必要な人員	3
(3) 指定介護予防支援業務及び第一号介護予防支援事業に従事する職員	4
3 地域包括支援センターの運営	4
(1) 繼続受託の意向確認	4
(2) 委託先法人の選定	4
(3) 委託契約	5

### 【参考資料】

- ・山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要なものに関する基準を定める条例
- ・山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要なものに関する基準を定める条例施行規則

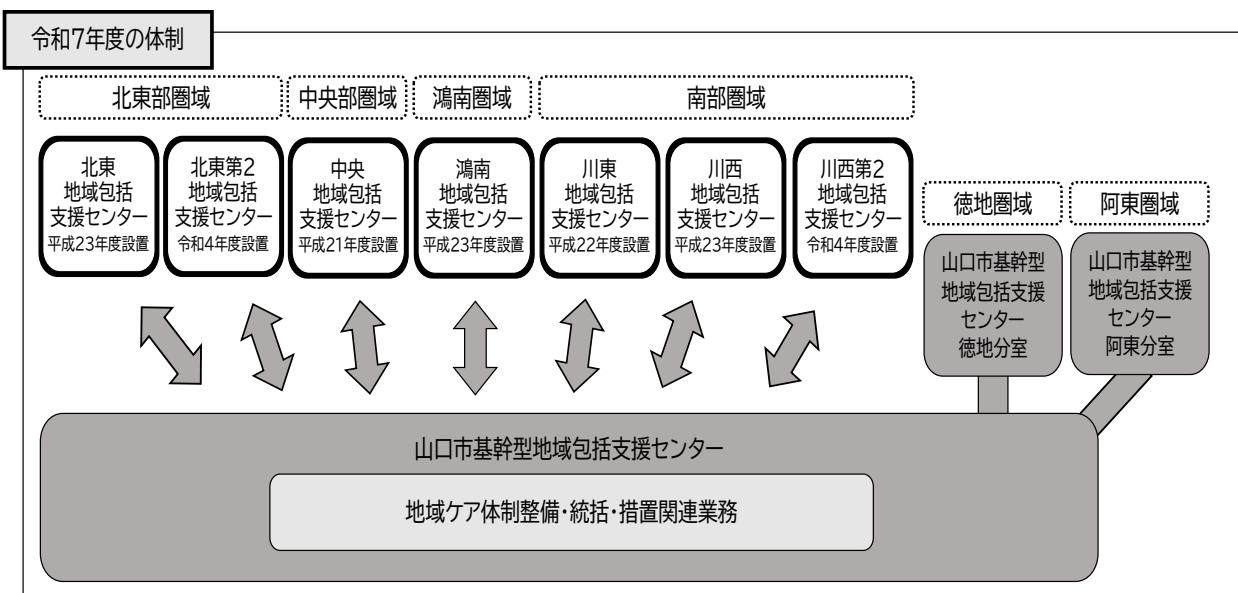
# 令和8年度地域包括支援センターの設置等に係る方針(案)

## 1 地域包括支援センターの体制

現在の山口市の地域包括支援センタ一体制は、日常生活圏域を活動基盤とした民間委託の「地域型地域包括支援センター」と統括機能を持つ市直営の「基幹型地域包括支援センター」の2層構造により8センター2分室体制で事業を実施している。

基幹型地域包括支援センターは、地域型地域包括支援センターの円滑かつ効果的な事業展開に向けた支援体制の構築、及び公正・中立な運用に向けた指導体制等の統括的な役割を担っており、併せて基幹型地域包括支援センター徳地分室及び阿東分室は、地域型の役割も担っている。

令和8年度においても引き続き8センター2分室体制とする。



## 2 地域型地域包括支援センターの人員配置

令和8年度の地域型地域包括支援センターは、令和7年度と同じ7センターとし、包括的支援事業の実施に必要な人員を次のとおりとする。

センタ ー名	担当地区	高齢者人口	包括的支援事業の 職員数		配置専門職(R7)
			R8	R7	
中央地 域包括 支援セ ンター	大殿・白石・ 湯田	8,725 人	5 名	5 名	保健師 2 社会福祉士 1 主任介護支援専門員 2
北東地 域包括 支援セ ンター	小鰐・大内	7,875 人	4名	4名	保健師 1 社会福祉士 2 主任介護支援専門員に準 ずるもの 1
北東第 2地域 包括 支援セ ンター	仁保・宮野	5,504 人	3名	3名	保健師 1 社会福祉士 1 主任介護支援専門員 1
鴻南地 域包括 支援セ ンター	吉敷・平川・ 大歳	10,781 人	6 名	6 名	保健師 1 社会福祉士 3 主任介護支援専門員 2
川西地 域包括 支援セ ンター	小郡	6,458 人	4名	4名	保健師 1 社会福祉士 1 主任介護支援専門員 2
川西第 2地域 包括 支援セ ンター	嘉川・佐山・ 阿知須	6,238 人	4名	4名	保健師 1 社会福祉士 2 主任介護支援専門員 1
川東地 域包括 支援セ ンター	陶・鑄銭司・ 名田島・ 秋穂二島・ 秋穂	6,100 人	4名	4名	保健師 1 社会福祉士 1 主任介護支援専門員 2

※ 高齢者人口は、令和7年10月 1 日現在の住民基本台帳による

## (1) 配置職員

- ア 原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員をそれぞれ1名以上配置するものとする。ただし、3職種の確保が困難である等の事情により、やむを得ずこの人員を確保できない場合には、これらに準ずる者として、次の者を配置することができる。
- ・ 保健師に準ずる者として、高齢者に関する公衆衛生業務経験が1年以上あり、かつ、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。
  - ・ 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談業務に3年以上従事した経験を有する者。
  - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。または、地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者。

イ 各専門職種は専任とし、他の業務を兼務してはならない。

ただし、各専門職種を複数配置する場合で、センター業務に支障がないと市が判断する場合は、この限りではない。

## (2) 包括的支援事業の実施に必要な人員

- ア 地域型センターにおける包括的支援事業の実施に必要な人員は、設置圏域の高齢者人口がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに常勤の保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員(これらに準ずる者を含む。)各1名を配置することとする。ただし、高齢者人口が、6,000人を超えた場合に1名増員することとし、以降2,000人を超えるごとに1名増員することとする。

イ 原則、専任とするが、包括的支援事業の実施に必要な人員を確保したうえで、指定介護予防支援業務及び第一号介護予防支援事業を兼務することができる。なお、止むを得ない場合を除き包括的支援事業の人員1人当たりのケアプラン作成件数は5件/月までとする。

ウ 職員の配置にあたっては、適切かつ効果的な業務の履行のため、経験や能力を考慮することとする。

なお、介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センターにおける職員配置基準が改められ、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法による職員配置や、複数の地域のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した人数をもとに職員配置を行うことが可能となつたが、地域の実情を鑑み、地域包括支援センターの配置職員の委託要件等は従来どおりとする。但し、今後人材確保が困難な状況が発生した場合は、事前に本運営協議会に諮った上で、必要と認める場合に限り、条例に基づき職員の配置を行う。

### (3) 指定介護予防支援業務及び第一号介護予防支援事業に従事する職員

ア 介護予防支援事業に従事する職員については、指定介護予防支援業務及び第一号介護予防支援事業の提供に必要な数の職員を配置するものとする。

イ 地域型センターにおける指定介護予防支援業務及び第一号介護予防支援事業に従事する職員は、包括的支援事業を兼務することとする。この場合、包括的支援事業を兼務する人数は、各設置圏域におけるケアプラン作成件数から包括職員の作成件数を引いた件数(包括職員×5件/月)を、介護支援専門員1人当たりのケアプラン作成件数(55件/月)で除した数とする。

## 3 地域包括支援センターの運営

令和8年度においても引き続き、地域型地域包括支援センターを委託により運営するものとする。委託の流れは以下のとおりとする。

### (1)継続受託の意向確認

高齢者への継続的支援のため、現在委託している地域包括支援センター設置法人に継続受託の意向確認を行う。

### (2)委託先法人の選定

継続受託の意向がある設置法人の令和6年度地域包括支援センターの事業評価結果が良好であり、地域において委託先法人としてセンター機能を十分発揮されると認められる場合は、次年度においても引き続き委託先法人として選定する。

引き続き委託先法人として選定できない場合は、すみやかに募集要項を提示し、新たに受託法人の募集、選考を行う。

### (3)委託契約

委託期間は1年間とし、単年度ごとに委託契約を締結する。ただし、契約期間中に受託法人が、介護保険法等に定められた事項を遵守しない場合等は、本運営協議会に諮ったうえで、契約を解除する場合がある。その場合、すみやかに募集要項を提示し、受託法人の募集、選考を行い、業務が円滑かつ支障なく実施できるよう、引き継ぎ等を行う。

○山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施

に必要なものに関する基準を定める条例

平成26年12月18日

条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第5項の規定に基づき、山口市の地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 地域包括支援センターは、次条に規定する職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者的心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようしなければならない。

(職員に係る基準及び職員の員数)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。)第140条の66第1号

イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項及び第3項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(介護支援専門員であって、省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該研修を修了した日(以下「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあっては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。

この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合の人員配置基準は、前条に規定する基本方針を踏まえて、規則で定める。

4 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該特定の生活圏域に設置する一の地域包括支援センターの人員配置基準は、別表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(運営)

第4条 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月17日条例第20号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月15日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（主任介護支援専門員更新研修（同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）であって、この条例による改正後の山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要なものに関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第3号の規定により、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日（以下「経過日」という。）までの間に受けるもののうち最初のものをいう。以下同じ。）については、新条例第3条第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあっては、平成32年3月31日）までに修了した場合には、経過日までの間に修了したものとみなす。

3 前項の規定により経過日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、新条例第3条第1項第3号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専

門員更新研修を修了した日とする。

- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には適用しない。
- 5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、平成29年3月31日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

(山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成28年山口市条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（令和6年10月10日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第3条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人

おおむね 1, 000 人以上 2, 000 人未満	第 3 条第 1 項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2, 000 人以上 3, 000 人未満	専らその職務に従事する常勤の第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

○山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施

に必要なものに関する基準を定める条例施行規則

平成 27 年 3 月 31 日

規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要なものに関する基準を定める条例（平成 26 年山口市条例第 38 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及び条例の例による。

(職員に係る基準)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項各号に掲げる保健師に準ずる者、社会福祉士に準ずる者及び主任介護支援専門員に準ずる者とは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 保健師に準ずる者 高齢者に関する公衆衛生業務経験が 1 年以上あり、かつ、地域ケア、地域保健等に関する経験を有する看護師（准看護師を除く。）

(2) 社会福祉士に準ずる者 福祉事務所の現業員等の業務経験が 5 年以上又は介護支援専門員の業務経験が 3 年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に 3 年以上従事した経験を有する者

(3) 主任介護支援専門員に準ずる者 次のいずれかに該当する

者

ア ケアマネジメントリーダー養成研修（介護支援専門員資質向上事業の実施について（平成18年6月15日付け老発第0615001号厚生労働省老健局長通知）による廃止前のケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づく研修をいう。）を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有する者

イ 地域包括支援センター（以下「センター」という。）が育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者

第4条 条例第3条第3項の規則で定めるセンターの人員配置基準は、次の表に定めるとおりとする。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね6,000人以上8,000人未満	専らその職務に従事する常勤の条例第3条第1項各号に掲げる者の全て及び同項各号に掲げる者のうちから1人
おおむね8,000人以上	専らその職務に従事する常勤の条例第

0, 000人未満	3条第1項各号に掲げる者の全て及び 同項各号に掲げる者のうちから2人
おおむね10,000人以上 2,000人未満	専らその職務に従事する常勤の条例第 3条第1項各号に掲げる者の全て及び 同項各号に掲げる者のうちから3人
おおむね12,000人以上	専らその職務に従事する常勤の条例第 3条第1項各号に掲げる者の全て及び 同項各号に掲げる者のうちから4人

第5条 条例第3条第2項の規定による複数のセンターが担当する区域を一の区域とした場合の当該複数のセンターにおける人員配置基準は、次の表に定めるとおりとする。

担当する区域における第1号 被保険者の数	人員配置基準
おおむね12,000人未満	前条の表に定める各区分に応じた基準 による
おおむね12,000人以上 4,000人未満	専らその職務に従事する常勤の条例第 3条第1項各号に掲げる者の全て及び 同項各号に掲げる者のうちから4人
おおむね14,000人以上 6,000人未満	専らその職務に従事する常勤の条例第 3条第1項各号に掲げる者の全て及び 同項各号に掲げる者のうちから5人
おおむね16,000人以上 8,000人未満	専らその職務に従事する常勤の条例第 3条第1項各号に掲げる者の全て及び

	同項各号に掲げる者のうちから 6 人
おおむね 18,000 人以上 20,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の条例第 3 条第 1 項各号に掲げる者の全て及び 同項各号に掲げる者のうちから 7 人
おおむね 20,000 人以上	専らその職務に従事する常勤の条例第 3 条第 1 項各号に掲げる者の全て及び 同項各号に掲げる者のうちから 8 人

備考 当該区域内の一のセンターに置くべき常勤の職員及びその員数は、条例第 3 条第 1 項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の表により求めた員数が、当該複数のセンターの数に 2 を乗じて得た数（以下「最低必要員数」という。）に満たない場合の員数は、最低必要員数とする。

（補則）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 25 日規則第 5 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 10 月 10 日規則第 39 号）

この規則は、公布の日から施行する。